資料

2014 年 7 月国連人権委員会ロビーイング報告

7 月にジュネーブの自由権規約の委員会である人権委員会において日本政府報告書の審査が行われた。

全国「精神病」者集団はパラレルレポートを出し、その附属文書には池原弁護士が代理人をしている精神病院保護室で暴行、そのご死亡した方の件を報告しました。（文末資料参照）

国際障害同盟（全国「精神病」者集団の入っている世界精神医療ユーザーサバイバーネットワークも構成団体）ジュネーブ事務所のご尽力で、委員の３名と個別に話すことができました。

人権委員会 日本政府への総括所見

精神障害者の人権に関わる部分のみ邦訳

非自発的入院

１７ 非常に多くの精神障害者が極めて広汎な要件で、そして自らの権利侵害に異議申し立てする有効な法的な救済手段なしに非自発的入院を強いられていること、また代替サービスの欠如により入院が不要に長期化していると報告されていることに、委員会は懸念を表明する。(7 条および 9 条)

国家は以下を行わねばならない

(a) 精神障害者に対して地域に基盤のある代替のサービスを増やすこと

(b) 強制入院は、最後の手段としてのみ必要最小限の期間、本人の受ける害から本人を守りあるいは他害を避けることを目的として必要で均衡が取れる時にのみ行われることを確保すること

(c) 精神科の施設に対して、虐待を有効に調査し罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的として、有効で独立した監視と報告体制を確保すること

障害者権利条約の基準から言うと、(b) は到底容認できるものではないが、それですら日本の強制入院制度は満たしていない基準であるということは事実

今回人権委員会が議論した自由権規約９条における一般意見草案においても (b) と同じ表現が取られ、一切の精神病院への強制入院を否定した障害者権利条約の水準から著しく後退している この点は見逃し難い

シャドーレポートの要約

１ OECD 諸国で人口比最大の病床数、平均在院日数も飛び出ている日本の精神病院

２ 強制入院もなんと入院患者の４割、諸外国の数倍の強制入院

さらに強制入院は増加し続けている

強制入院や入院を減らす政策は取られていない

３ 精神病院での虐待の数々、ほぼ毎年報じられている

これに対しては虐待を防止するための有効な監視機関がなく、警察も迅速有効に捜査しない例すらある

レポートから引用
11 万人が 5 年以上入院、3 万 6 千人以上が 20 年以上入院している。世界の精神病院病床の19%が日本にある。29 条による強制新規強制入院の一年あたりの数は 87 年の 2000 件以下から2012 年の 6685 件と３倍以上に増え続け、33 条による強制入院も 96 年の 84227 件から 12 年の 209547 件へと２.５倍以上増え続けている
改正精神保健法が国会で審議された時、田村厚生労働大臣は改正法で強制入院は減らないそして強制入院は必要な医療を受けるいい機会を提供すると宣言した。2013 年に障害者権利条約を批准したのが、政府には改正法により強制入院を減らそうという政策はない

レポートから引用
保護室隔離の数は 2004 年の 7673 件から 2011 年の 9283 件にと増加、身体拘束は 2004 年の5242 件から 9254 件へと増加している（６３０患者調査）
隔離と身体拘束の期間に関しての公式統計はないが、1 年以上身体拘束されている入院患者がいるとか 10 年以上保護室隔離されている患者がいると告白する精神科医もいる
隔離の 11%と身体拘束の 15%以上がなんと任意入院患者にされている（６３０患者調査 2011 年）

池原さんは大阪人権センターのサイト以下に掲載されている、虐待事件の年表も個別に話した委員にわたしました。
https://www.psy-jinken-osaka.org/?page_id=1155
来年は障害者虐待防止法の見直しの年です。この法律では病院学校は通報義務の対象から外されています。おびただしい虐待が精神病院で行われ、学校もまた例外ではありません。学校と病院を対象とするとともに、拷問等禁止条約委員会でも指摘され今回も指摘されているような、独立した抜き打ち視察のできる監視機関が必要です。
実効ある虐待防止法に向け全国「精神病」者集団は取り組んでまいります

全国「精神病」者集団のサイトにパラレルレポート及び勧告の全文が掲載されています
なお今回は夏のため航空運賃が高くなり、20 万円以上かかりましたが、カンパは 17 万円ちょっとで赤字となっております。
おこころざしのある方は今からでもカンパいただけたら幸いです、なおすでに頂いた方も含め、詳しい会計報告はお送りいたします
カンパ先　郵便振替口座　00170-3-36736　口座名義　山本眞理
よろしくお願い致します

2013 年 5 月　拷問等禁止条約委員会勧告

精神保健ケア
２２　精神保健施設に対して運用上の制限を確立している精神保健福祉法にもかかわらず、また締約国代表の提供した追加情報にもかかわらず、委員会は非常に多数の精神障害者と知的障害者が非常に長期間精神保健ケア施設に非自発的に留められていることに懸念を持たざるをえない。非人道

的で品位を汚す程度におよびうる行為である、独居拘禁、身体拘束そして強制医療が頻繁に行われていることを、委員会はさらに懸念する。精神保健ケアに関する計画についての対話の間に得られて情報を考慮しても、委員会は精神障害者の入院に対するオルタナティブに焦点を当てたものに欠けていることに懸念を持たざるをえない。最後に、拘束的な方法が過剰に使用されていることへの効果的で公平な調査がしばしば欠けていること、同様に関連する統計的データが欠けていることに懸念を表明する（2,11,13,16 条）

委員会は締約国に対して以下を確保するよう要請する

(a)　非自発的治療と収容に対して効果的な法的なコントロールを確立すること、同様に効果な不服申立ての機構を確立すること

(b)　外来と地域でのサービスを開発し収容されている患者数を減らすこと

(c)　精神医療および社会的ケア施設を含む自由の剥奪が行われるすべての場において、効果的な法的なセーフガードが守られること

(d)　効果的な不服申立ての機関へのアクセスを強化すること

(e)　身体拘束と独居拘禁が避けられ、あるいはコントロールのためのすべての代替手段がつきた時に、最後の手段として可能な限り最小限の期間、厳しい医療的監督下でいかなるこうした行為も適切に記録された上で、適用されること

(f)　こうした拘束的な方法が過剰に使用され患者を傷つける結果をもたらした場合には、効果的で公平な調査が行われること

(g)　被害者に対して救済と賠償が提供されること

(h)　独立した監視機関がすべての精神医療施設に対して定期的訪問を行うことを確保すること

松沢病院での暴行事件

都立松沢病院職員、患者へ暴力ふるう　東京・世田谷区

2014.2.28 20:35　　産経新聞

東京都世田谷区上北沢の都立松沢病院（８９０床、斎藤正彦院長）は２８日、精神科に勤務する５０代の男性看護師が、少なくとも入院患者４人に対し、「死ね」などの暴言をはき、顔を殴るなどの暴力をふるっていたと発表した。同病院は看護師を近く処分する方針。

同病院によると、男性看護師は昨年６月～今年２月１６日までの間、精神科入院病棟で、少なくとも男性患者４人（４０～７０代）に対し、「死ね」「何だこのやろう」と暴言を吐き、顔をたたいたり、布団を頭からかぶせて抑えつけるなどの暴行を加えた。看護師は「おむつ交換や、たんを吸引する際に、患者が言うことを聞かず、感情的になって手が出た」と説明しているという。

１４日まで実習していた看護専門学校の学生が、病院のアンケートに「スタッフが患者を殴る様子を見た」と記入し、病院側が１７日から開始した院内調査で発覚した。